

令和 6 年度

舞鶴市予算書

令和6年度 舞鶴市予算一覧表

舞鶴市一般会計予算	1 頁
舞鶴市特別会計	
水道事業会計予算	1 4 頁
下水道事業会計予算	1 7 頁
病院事業会計予算	2 1 頁
国民健康保険事業会計予算	2 4 頁
貯木事業会計予算	2 8 頁
駐車場事業会計予算	3 1 頁
介護保険事業会計予算	3 4 頁
後期高齢者医療事業会計予算	4 1 頁

令和6年度

舞鶴市一般会計予算

第 2 号議案

令和6年度舞鶴市一般会計予算

令和6年度舞鶴市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 36,169,180千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月26日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		10,943,400
	1 市 民 税	4,120,800
	2 固 定 資 産 税	5,914,600
	3 軽 自 動 車 税	307,800
	4 市 た ば こ 税	595,700
	5 入 湯 税	4,500
2 地 方 譲 与 税		354,200
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	208,500
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	64,400
	3 森 林 環 境 譲 与 税	55,100
4 特 別 と ん 譲 与 税		26,200
3 利 子 割 交 付 金		3,800
	1 利 子 割 交 付 金	3,800
4 配 当 割 交 付 金		93,500
	1 配 当 割 交 付 金	93,500
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		96,500
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	96,500
6 法 人 事 業 税 交 付 金		193,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	193,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,829,500

(単位：千円)

款	項	金額
	1 地方消費税交付金	1,829,500
8 ゴルフ場利用税交付金		3,200
	1 ゴルフ場利用税交付金	3,200
9 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1
10 環境性能割交付金		57,400
	1 環境性能割交付金	57,400
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		138,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	138,000
12 地方特例交付金		360,400
	1 地方特例交付金	359,400
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1,000
13 地方交付税		7,693,000
	1 地方交付税	7,693,000
14 交通安全対策特別交付金		7,000
	1 交通安全対策特別交付金	7,000
15 分担金及び負担金		46,881
	1 分担金	9,423
	2 負担金	37,458
16 使用料及び手数料		663,142
	1 使用料	380,934

(単位：千円)

款	項	金額
	2 手 数 料	282,208
17 国 庫 支 出 金		6,061,351
	1 国 庫 負 担 金	4,328,398
	2 国 庫 補 助 金	1,712,707
	3 委 託 金	20,246
18 府 支 出 金		3,140,413
	1 府 負 担 金	1,763,943
	2 府 補 助 金	1,182,627
	3 委 託 金	193,843
19 財 産 収 入		118,223
	1 財 産 運 用 収 入	115,306
	2 財 産 売 払 収 入	2,917
20 寄 附 金		536,559
	1 寄 附 金	536,559
21 繰 入 金		1,144,173
	1 繰 入 金	1,144,173
22 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
23 諸 収 入		721,136
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	9,001

(單位：千円)

款	項	金額
	2 市 預 金 利 子	80
	3 貸 付 金 元 利 収 入	259,032
	4 雜 入	453,023
24 市 債		1,964,400
	1 市 債	1,964,400
歲 入	合 計	36,169,180

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		314,200
	1 議 会 費	314,200
2 総 務 費		5,278,690
	1 総 務 管 理 費	4,677,852
	2 徴 税 費	350,568
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	194,444
	4 選 挙 費	14,447
	5 統 計 調 査 費	15,200
	6 監 査 委 員 費	26,179
3 民 生 費		13,195,180
	1 社 会 福 祉 費	6,764,655
	2 児 童 福 祉 費	4,857,034
	3 生 活 保 護 費	1,571,188
	4 災 害 救 助 費	2,303
4 衛 生 費		2,977,960
	1 保 健 衛 生 費	783,224
	2 清 掃 費	1,614,015
	3 水 道 費	121,731
	4 医 療 対 策 費	458,990
5 労 働 費		52,670

(単位：千円)

款	項	金額
	1 労働諸費	52,670
6 農林水産業費		773,580
	1 農業費	332,742
	2 林業費	268,132
	3 水産業費	172,706
7 商工費		791,000
	1 商工費	791,000
8 土木費		3,611,080
	1 土木管理費	85,397
	2 道路橋りょう費	984,300
	3 河川費	172,905
	4 港湾費	21,566
	5 都市計画費	2,036,976
	6 住宅費	309,936
9 消防費		1,668,660
	1 消防費	1,668,660
10 教育費		3,849,630
	1 教育総務費	449,538
	2 小学校費	1,373,279
	3 中学校費	730,314
	4 幼稚園費	646,311

(単位：千円)

款	項	金額
	5 社 会 教 育 費	463,121
	6 保 健 体 育 費	187,067
11 公 債 費		3,646,530
	1 公 債 費	3,646,530
12 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	36,169,180

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
固定資産土地評価等業務委託経費	令和 6 年度 から 令和 8 年度 まで	41,000
公立保育所施設整備事業費	令和 6 年度 から 令和 7 年度 まで	42,000
斎場整備事業費	令和 6 年度 から 令和 8 年度 まで	355,000
環境衛生プラント薬品調達経費	令和 6 年度 から 令和 7 年度 まで	25,000
勤労者福祉センター指定管理料	令和 6 年度 から 令和 10 年度 まで	74,000
農業公園指定管理料	令和 6 年度 から 令和 8 年度 まで	6,000
親海公園（海釣護岸、漁村活性化センター等）指定管理料	令和 6 年度 から 令和 8 年度 まで	19,000
商工観光センター指定管理料	令和 6 年度 から 令和 10 年度 まで	331,000
西消防署整備事業費	令和 6 年度 から 令和 7 年度 まで	2,407,000
東舞鶴公園（野球場、テニスコート、陸上競技場、弓道場等）、文化公園（体育館、プール、多目的施設等）、泉源寺公園（多目的施設等）、前島みなと公園（テニスコート等）、伊佐津川運動公園、東体育館指定管理料	令和 6 年度 から 令和 10 年度 まで	440,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
青葉山ろく公園（グリーンスポーツセンター、パターゴルフ場等）指定管理料	令和6年度から 令和10年度まで	125,000
大丹生コミュニティセンター指定管理料	令和6年度から 令和10年度まで	49,000
令和6年度舞鶴市土地開発公社が舞鶴市に代わって用地取得等を行うための事業資金の借入れに対する債務保証	令和6年度から 令和10年度まで	470,000
令和6年度公共用地等取得事業費	令和6年度から 令和10年度まで	390,000

第 3 表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業費	70,500	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合には、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
市民交流施設整備事業費	10,000	同上	同上	同上	同上
総合文化会館整備事業費	2,800	同上	同上	同上	同上
赤れんが博物館整備事業費	7,200	同上	同上	同上	同上
引揚記念館整備事業費	3,700	同上	同上	同上	同上
赤れんが周辺等まちづくり事業費	114,200	同上	同上	同上	同上
北近畿タンゴ鉄道基盤整備補助金	28,800	同上	同上	同上	同上
社会福祉施設整備事業費	1,300	同上	同上	同上	同上
児童福祉施設整備事業費	16,100	同上	同上	同上	同上
私立認定こども園等施設整備事業費補助金	50,400	同上	同上	同上	同上
放課後児童クラブ整備事業費	7,500	同上	同上	同上	同上
最終処分場整備事業費	3,800	同上	同上	同上	同上
リサイクルプラザ整備事業費	1,600	同上	同上	同上	同上
し尿処理施設整備事業費	13,200	同上	同上	同上	同上

(単位：千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
土地改良事業負担金	19,800	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合には、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについては、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
漁港整備事業費	32,500	同上	同上	同上	同上
漁港海岸保全施設整備事業費	2,900	同上	同上	同上	同上
商工観光センター改修事業費	10,700	同上	同上	同上	同上
道路橋りょう改良費	241,600	同上	同上	同上	同上
河川改修費	104,400	同上	同上	同上	同上
街路整備事業費	17,200	同上	同上	同上	同上
公園施設整備事業費	38,300	同上	同上	同上	同上
公営住宅整備事業費	96,100	同上	同上	同上	同上
消防施設整備事業費	399,400	同上	同上	同上	同上
小学校整備費	356,300	同上	同上	同上	同上
中学校整備費	10,600	同上	同上	同上	同上
社会教育施設整備事業費	54,500	同上	同上	同上	同上
保健体育施設整備費	43,700	同上	同上	同上	同上

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辺地対策事業費	139,200	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額 証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについては、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
臨時財政対策	66,100	同上	同上	同上
計	1,964,400			

令和 6 年 度

舞 鶴 市 水 道 事 業 会 計 予 算

第 3 号議案

令和6年度舞鶴市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度舞鶴市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	31,500戸	
(2) 年 間 総 給 水 量	9,964,500m ³	
(3) 1 日 平 均 給 水 量	27,300m ³	
(4) 主要な建設改良事業		
浄水施設費		197,585千円
配水施設費		888,202千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益			1,938,200千円
第1項 営業収益			1,626,441千円
第2項 営業外収益			311,758千円
第3項 特別利益			1千円
	支	出	
第1款 水道事業費用			1,822,900千円
第1項 営業費用			1,732,201千円
第2項 営業外費用			90,198千円
第3項 特別損失			1千円
第4項 予備費			500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額997,000千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額72,187千円、損益勘定留保資金663,995千円、建設改良積立金260,818千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		542,500千円
第1項 企業債		361,000千円
第2項 補助金		49,670千円
第3項 出資金		112,072千円
第4項 負担金		16,330千円
第5項 基金収入		3,427千円
第6項 固定資産売却代金		1千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,539,500千円
第1項 建設改良費		1,099,849千円
第2項 償還金		439,651千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限	度	額	起債の方法	利	率	償還の方法	
建設改良費	千	円	361,000	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0 %以内	ただし、利率見直し方式による借り入れについては、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用との間
- (2) 建設改良費と償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 180,958千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,659千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和6年2月26日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

令和6年度

舞鶴市下水道事業会計予算

第 4 号議案

令和6年度舞鶴市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度舞鶴市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	39,300戸	
(2) 年間総排水量	9,526,500m ³	
(3) 1日平均排水量	26,100m ³	
(4) 主要な建設改良事業		
処理場整備費		251,256千円
雨水処理費		380,838千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 下水道事業収益			3,512,800千円
第1項 営業収益			1,227,862千円
第2項 営業外収益			2,284,937千円
第3項 特別利益			1千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用			3,312,900千円
第1項 営業費用			3,086,460千円
第2項 営業外費用			225,939千円
第3項 特別損失			1千円
第4項 予備費			500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,097,800千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,328千円、損益勘定留保資金1,045,472千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,993,500千円
第1項 企業債	1,393,000千円
第2項 他会計補助金	101,122千円
第3項 補助金	280,386千円
第4項 出資金	213,974千円
第5項 負担金	4,560千円
第6項 基金収入	457千円
第7項 固定資産売却代金	1千円

支 出	
第1款 資本的支出	3,091,300千円
第1項 建設改良費	1,067,363千円
第2項 償還金	2,023,937千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄化センター薬品調達経費	自 令和6年度 至 令和7年度	千円 50,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
建設改良費等	千 1,393,000	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用との間
- (2) 建設改良費と償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 223,129千

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,445,989千円である。

令和6年2月26日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

令和 6 年 度

舞 鶴 市 病 院 事 業 会 計 予 算

第 5 号議案

令和 6 年度舞鶴市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度舞鶴市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	100床	
(2) 年間入院患者数	延 34,128人	(1日平均 93.5人)
(3) 年間外来患者数	延 3,960人	(1日平均 16.3人)
(4) 主要な建設改良事業 器械備品購入費		18,464千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款 病院事業収益		1,003,030千円
第 1 項 医業収益		718,180千円
第 2 項 医業外収益		284,645千円
第 3 項 特別利益		205千円
	支 出	
第 1 款 病院事業費用		1,046,520千円
第 1 項 医業費用		1,028,710千円
第 2 項 医業外費用		17,576千円
第 3 項 特別損失		224千円
第 4 項 予備費		10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 40,200千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 103千円、過年度分損益勘定留保資金 40,097千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	56,740千円
第1項 企業債	17,000千円
第2項 他会計からの補助金	39,738千円
第3項 国府補助金	1千円
第4項 固定資産売却代金	1千円

支 出	
第1款 資本的支出	96,940千円
第1項 建設改良費	18,466千円
第2項 企業債償還金	78,474千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良費	千円 17,000	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合には、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについては、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額は、流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費	717,538千円
2 交際費	50千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、287,900千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、60,774千円と定める。

令和6年2月26日 提出

舞鶴市長 鴨田秋津

令和6年度

舞鶴市国民健康保険事業会計予算

第 6 号議案

令和 6 年度舞鶴市国民健康保険事業会計予算

令和 6 年度舞鶴市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,358,130千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、700,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		1,143,362
	1 国民健康保険料	1,143,362
2 使用料及び手数料		751
	1 手数料	751
3 国庫支出金		3,165
	1 国庫補助金	3,165
4 府支出金		5,275,628
	1 府補助金	5,275,628
5 財産収入		1,043
	1 財産運用収入	1,043
6 繰入金		926,929
	1 繰入金	926,929
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		7,251
	1 延滞金及び過料	4,000
	2 雑入	3,251
歳入合計		7,358,130

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		143,097
	1 総務管理費	133,469
	2 徴収費	9,206
	3 運営協議会費	422
2 保険給付費		5,230,557
	1 療養諸費	4,540,433
	2 高額療養費	654,024
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	20,000
	5 葬祭諸費	7,000
	6 精神・結核医療付加金	9,000
3 国民健康保険事業費納付金		1,869,222
	1 医療給付費分	1,266,241
	2 後期高齢者支援金等分	447,120
	3 介護納付金分	155,861
4 保健事業費		105,389
	1 保健事業費	30,460
	2 特定健康診査等事業費	74,929
5 基金積立金		1
	1 基金積立金	1

(単位：千円)

款	項	金額
6 公 債 費		70
	1 公 債 費	70
7 諸 支 出 金		4,794
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	4,794
8 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		7,358,130

令和 6 年 度

舞 鶴 市 貯 木 事 業 会 計 予 算

第 7 号議案

令和6年度舞鶴市貯木事業会計予算

令和6年度舞鶴市の貯木事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月26日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		126
	1 事業収入	1
	2 諸収入	125
2 繰入金		1,873
	1 繰入金	1,873
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		2,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		2,000
	1 施設管理費	2,000
歳出	合計	2,000

令和 6 年 度

舞鶴市駐車場事業会計予算

第 8 号議案

令和6年度舞鶴市駐車場事業会計予算

令和6年度舞鶴市の駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 35,110千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月26日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		35,087
	1 事 業 収 入	35,087
2 財 産 収 入		21
	1 財 産 運 用 収 入	21
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		35,110

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		35,010
	1 事業費	35,010
2 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		35,110

令和 6 年 度

舞鶴市介護保険事業会計予算

第 9 号議案

令和6年度舞鶴市介護保険事業会計予算

令和6年度舞鶴市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,955,920千円と定める。
- 2 介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,220千円と定める。
- 3 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定 600,000千円、介護サービス事業勘定 1,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月26日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

(保険事業勘定)

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		1,531,520
	1 介 護 保 険 料	1,531,520
2 使 用 料 及 び 手 数 料		351
	1 手 数 料	351
3 国 庫 支 出 金		2,262,894
	1 国 庫 負 担 金	1,486,388
	2 国 庫 補 助 金	776,506
4 支 払 基 金 交 付 金		2,301,307
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,301,307
5 府 支 出 金		1,271,349
	1 府 負 担 金	1,197,515
	2 府 補 助 金	73,834
6 財 産 収 入		604
	1 財 産 運 用 収 入	604
7 繰 入 金		1,585,553
	1 繰 入 金	1,585,553
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		2,341
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1

(單位：千円)

款	項	金額
	2 預 金 利 子	1
	3 雜 入	2,339
歲 入	合 計	8,955,920

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		197,232
	1 総務管理費	129,717
	2 徴収費	2,039
	3 介護認定審査会費	65,476
2 保険給付費		8,258,169
	1 介護サービス等諸費	7,530,699
	2 介護予防サービス等諸費	309,507
	3 その他諸費	8,404
	4 高額介護サービス等費	203,161
	5 高額医療合算介護サービス等費	23,855
	6 特定入所者介護サービス等費	182,543
3 地域支援事業費		495,708
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	241,285
	2 一般介護予防事業費	25,390
	3 包括的支援事業・任意事業費	228,193
	4 その他諸費	840
4 公債費		250
	1 公債費	250
5 諸支出金		1,561
	1 償還金及び還付加算金	1,561

(単位：千円)

款	項	金額
6 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出	合 計	8,955,920

(介護サービス事業勘定)

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サービス収入		7,218
	1 予防給付費収入	7,218
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳 入 合 計		7,220

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		7,109
	1 介護予防支援事業費	7,109
2 公債費		10
	1 公債費	10
3 諸支出金		1
	1 償還金	1
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		7,220

令和 6 年 度

舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算

第 10 号議案

令和6年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算

令和6年度舞鶴市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,637,720千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

令和6年2月26日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,224,204
	1 後期高齢者医療保険料	1,224,204
2 使用料及び手数料		131
	1 手数料	131
3 繰入金		411,062
	1 一般会計繰入金	411,062
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2,322
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	1,520
	3 雑収入	801
歳入合計		1,637,720

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		41,611
	1 総務管理費	36,928
	2 徴収費	4,683
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,594,049
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,594,049
3 公債費		40
	1 公債費	40
4 諸支出金		1,520
	1 償還金及び還付加算金	1,520
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳出	合計	1,637,720